

舟渡四丁目南地区に係る都市計画案の縦覧及び意見書の提出ができます

日頃より、板橋区政にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

舟渡四丁目南地区にて、都市計画法（以下「法」という。）第 16 条に基づく地区計画等の申出及び、法第 21 条の 2 に基づく都市計画提案（高度利用地区・高度地区）が、土地所有者等より板橋区に提出されました。

この提案を受け、板橋区は内容を審査・検討するとともに、関係機関との協議を行い、「都市計画の案」をとりまとめました。

この都市計画案は、下記のとおりご覧いただけます。また、区内在住の方、地区内に土地や建物の権利をお持ちの方は、意見書を区長に提出することができます。



1 縦覧について

（「縦覧」とは、都市計画案をみなさまが自由にご覧いただけることをいいます。）

縦覧期間	令和 4 年 7 月 4 日（月）から 7 月 19 日（火）まで（閉庁日は除く）
縦覧場所	板橋区 都市整備部 都市計画課 （板橋区役所 北館 5 階 ⑮番窓口） ※板橋区のホームページからも見いただけます。 トップページ > 防災・環境・まちづくり > 都市計画・景観計画・交通政策 > 都市計画 > 板橋区の都市計画 > 「舟渡四丁目南地区」に係る都市計画の案について



板橋区 HP

【 問合せ先 】

板橋区 都市整備部 都市計画課

TEL:03-3579-2552

FAX:03-3579-5436



2 意見書の提出について

意見書を提出できる方	・ 区内在住の方 ・ 区内に事務所、事業所がある法人 ・ 地区内に土地や建物の権利をお持ちの方
提出期間	令和4年7月4日（月）から7月19日（火）まで
提出方法	直接または郵送、FAX、メール（いずれも7月19日必着） ・ 郵 送：〒173-8501 板橋区 都市整備部 都市計画課 都市計画係宛て ・ F A X：03-3579-5436 ・ メール：t-tochi@city.itabashi.tokyo.jp
意見書の書き方	様式は自由ですが、下記の点に留意してお書きください。 ・ 意見書には、「舟渡四丁目南地区地区計画（案）に対する意見書」、「高度利用地区の変更（案）に対する意見書」、「高度地区の変更（案）に対する意見書」など、どの都市計画への意見であるかを明示してください。 ・ 日付、住所、氏名をご記入ください。 ・ 宛名は、板橋区長宛てとなります。 ・ 都市計画案に関する意見の内容及び理由などをお書きください。

3 これまでの経緯と今後の予定

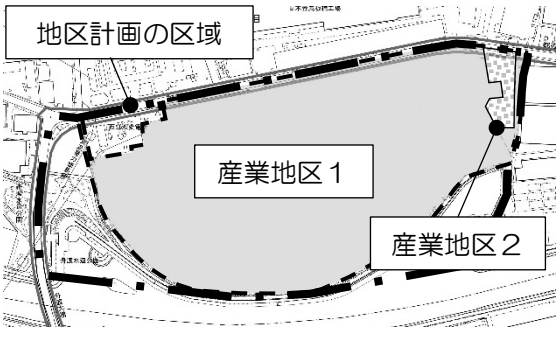
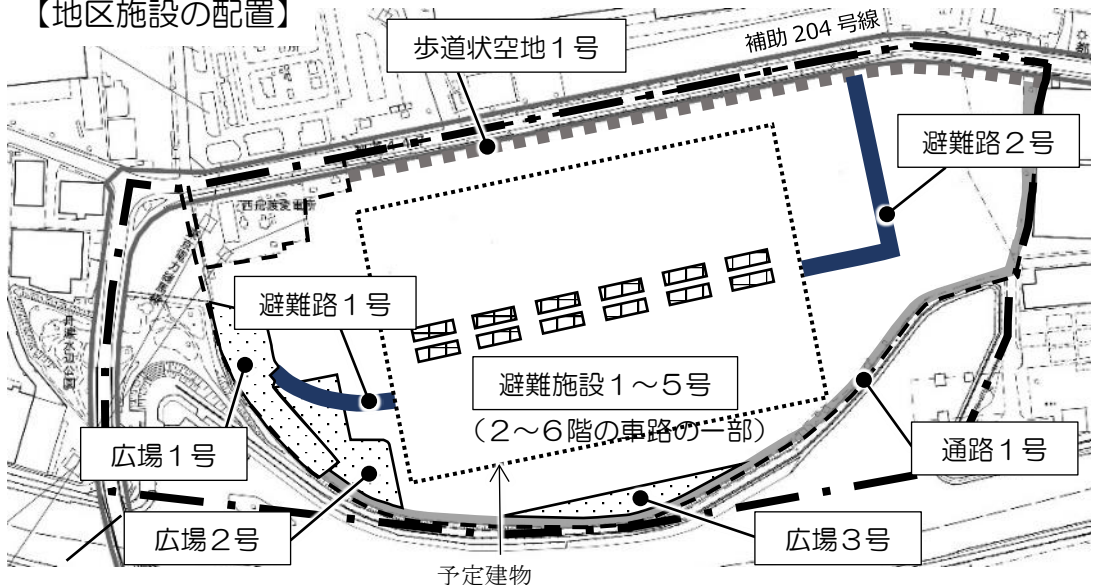
時 期	内 容
令和3年11月30日	都市計画の提案等の受付
令和3年12月6日～12月20日	都市計画（素案）の公告・縦覧、意見書の募集
令和4年2月21日～3月14日	都市計画（原案）の公告・縦覧、意見書の募集
令和4年3月4日・5日	都市計画（原案）の住民説明会
令和4年5月13日	板橋区都市計画審議会（報告）
令和4年7月4日～7月19日	都市計画（案）の公告・縦覧、意見書の募集
令和4年9月頃	板橋区都市計画審議会（付議）
令和4年10月頃	都市計画の決定・告示

4 舟渡四丁目南地区に係る都市計画案の概要

舟渡四丁目南地区に係る都市計画の種類は、以下の3つがある。(すべて板橋区決定)

(1) 地区計画 (2) 高度利用地区 (3) 高度地区

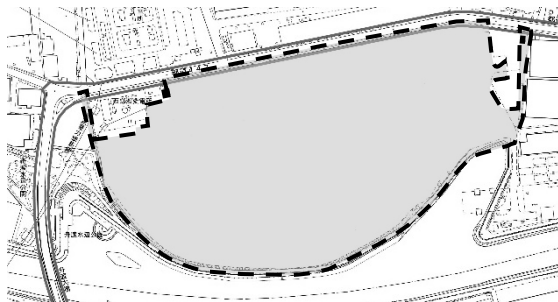
(1) 地区計画

名称	舟渡四丁目南地区地区計画																																		
位置	舟渡四丁目地内																																		
面積	約 12.6ha (地区整備計画区域：約 9.3ha)																																		
地区計画の目標	近隣のものづくり産業との調和に配慮しつつ新しい時代のニーズに対応した産業機能の維持・更新を図るとともに、水害に強い安心・安全なまちの形成																																		
土地利用の方針	地区の特性を踏まえて、2つの地区に区分し、それぞれの土地利用の方針を次のように定める。 【地区の区分】 <産業地区 1> 水害に強い安心・安全な市街地を形成するとともに、近隣のものづくり産業と共存する工業専用地域にふさわしい土地利用を図るため、土地の合理的かつ健全な高度利用を行う。 <産業地区 2> 近隣のものづくり産業と共存する工業専用地域にふさわしい土地利用を図る。 																																		
地区施設の整備の方針及び地区施設の配置・規模	1 水害に強いまちを実現するため、高台広場、避難施設及びそれらと有効に接続する避難路を位置付ける。 2 交通ネットワークの向上と水辺のうるおいのある空間を形成するため、歩道状空地、通路及び広場を位置付ける。 【地区施設の配置】  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>面積/幅員</th><th>名称</th><th>面積/幅員</th><th>名称</th><th>面積/幅員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広場 1号</td><td>約 2,530㎡</td><td>歩道状空地 1号</td><td>1 m</td><td>避難施設 4号</td><td>約 1,000㎡</td></tr> <tr> <td>広場 2号</td><td>約 2,280㎡</td><td>避難施設 1号</td><td>約 1,000㎡</td><td>避難施設 5号</td><td>約 1,000㎡</td></tr> <tr> <td>広場 3号</td><td>約 1,430㎡</td><td>避難施設 2号</td><td>約 1,000㎡</td><td>避難路 1号</td><td>4 m</td></tr> <tr> <td>通路 1号</td><td>5~11.6m</td><td>避難施設 3号</td><td>約 1,000㎡</td><td>避難路 2号</td><td>4 m</td></tr> </tbody> </table>					名称	面積/幅員	名称	面積/幅員	名称	面積/幅員	広場 1号	約 2,530㎡	歩道状空地 1号	1 m	避難施設 4号	約 1,000㎡	広場 2号	約 2,280㎡	避難施設 1号	約 1,000㎡	避難施設 5号	約 1,000㎡	広場 3号	約 1,430㎡	避難施設 2号	約 1,000㎡	避難路 1号	4 m	通路 1号	5~11.6m	避難施設 3号	約 1,000㎡	避難路 2号	4 m
名称	面積/幅員	名称	面積/幅員	名称	面積/幅員																														
広場 1号	約 2,530㎡	歩道状空地 1号	1 m	避難施設 4号	約 1,000㎡																														
広場 2号	約 2,280㎡	避難施設 1号	約 1,000㎡	避難施設 5号	約 1,000㎡																														
広場 3号	約 1,430㎡	避難施設 2号	約 1,000㎡	避難路 1号	4 m																														
通路 1号	5~11.6m	避難施設 3号	約 1,000㎡	避難路 2号	4 m																														

	東西断面図（イメージ）： 避難路 1・2 号、避難施設 1～5 号 （避難施設 1～5 号は建築物内にある 2～6 階の車路に位置付ける） ①荒川最大想定 T.P9.0m ②新河岸川最大想定 T.P5.2m ※T.P：東京湾の平均 海面からの高さ
建築物等の整備の方針	1 水害に強いまちを実現するため、地区施設に避難施設（建築物内のうち水害の恐れのない T.P9.0m以上の高さとする。）、避難施設に接続する避難路を定める。また、建築物等に関する事項に建築物の居室の床面の高さの最低限度、建築物の高さの最高限度を定める。 2 工業専用地域にふさわしい土地利用を誘導するため、建築物の用途の制限及び敷地面積の最低限度を定める。 3 円滑で安全な交通ネットワークの向上と、震災時の安全性の確保や周囲への圧迫感を軽減するため、都市計画道路境界線及び隣地境界線からの壁面の位置の制限及び都市計画道路の区域内に工作物の設置制限を定める。 4 良好な市街地景観を形成していくため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。 5 震災時の安全性を確保するとともに、防犯性の向上のため、垣又はさくの構造の制限を定める。
その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針	良好な市街地環境を図るため、土地利用において著しい交通集中、振動、騒音、悪臭、粉塵、光害などにより周辺のものづくり産業の操業環境を害することがないように配慮する。 また、新河岸川及び舟渡水辺公園と一体となった緑豊かでうるおいのある市街地の形成をめざし、緑の保全及び整備に努める。
地区整備計画	
建築物等の用途の制限	・墓地（屋内を含む）及び墓地を伴う寺社、寺院、教会 ・葬祭場
建築物の敷地面積の最低限度	・産業地区 1：2,000 m² ・産業地区 2：1,000 m²
壁面の位置の制限	・産業地区 1：都市計画道路境界線及び隣地境界線から 4m ・産業地区 2：都市計画道路境界線から 1m
壁面後退区域の工作物の設置制限	・都市計画道路補助 204 号線の計画区域内は、交通の妨げになるような工作物を設置してはならない。
建築物等の高さの最高限度	・産業地区 1：45m ・産業地区 2：30m
建築物の居室の床面の高さの最低限度	・産業地区 1：T.P5.2m（新河岸川の浸水高さ以上とする。） ・産業地区 2：なし
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	・刺激的な原色を避け、周辺環境と調和したものとする。 ・街並みに圧迫感を与えないように配慮した形態・意匠とする。
垣又はさくの構造制限	・道路、緑道、公園に面する垣又はさくの構造は、生け垣又は透過性のあるフェンスとする。

(2) 高度利用地区

・土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、高度利用地区を定める。

名称	高度利用地区 (舟渡四丁目南地区)	【高度利用地区の区域】 	
位置	舟渡四丁目地内		
面積	約 9.1ha ※地区計画の産業地区 1 と同一の区域		
規制内容			
	従前	従後	備考
容積率の 最高限度	200%	252%	・ 建蔽率の低減により + 50% ・ 一時滞在施設の設置により + 2%
容積率の 最低限度	-	70%	・ 高度利用地区の指定方針・基準により 指定容積率の 1/3 以上
建蔽率の 最高限度	60%	50%	・ 建蔽率 - 10%とすることで、容積率 + 50%
建築面積の 最低限度	-	1,000 m ²	・ 高度利用地区の指定方針・基準により 200 m ² 以上
壁面の位置 の制限	-	道路の境界線 から 1 m	・ 高度利用地区の指定方針・基準により 1 m以上

(3) 高度地区

・高度利用地区の決定に伴い、市街地環境と土地利用上の観点から、高度地区を変更する。

名称	高度地区		
位置・面積	※高度利用地区と同じ		
規制内容			
	従前	従後	備考
高さの 最高限度	30m高度地区	指定なし	地区計画の規制により高さの最高限度は45mとする。

【問合せ先】 板橋区 都市整備部
都市計画課 都市計画係
電話 03-3579-2552